

特定教育・保育施設 設置者・園長 様  
特定地域型保育事業 管理者・責任者 様

神戸市こども家庭局幼保事業課

## 公定価格の算定に係る処遇改善等加算の加算率（基礎分）の認定について

標記の件について、令和3年度の公定価格の算定に係る処遇改善等加算の加算率（基礎分）の認定については、下記のとおり取り扱うこととします。

### 記

#### 1. 加算認定の方法

##### (1) 加算認定手続き

加算の適用を受けようとする施設は、施設単位で書類を作成し、提出してください。

※同一法人が複数の施設を運営している場合も、必ず施設単位で申請してください。

##### (2) 提出書類（についてはメール提出、については郵送提出）

①令和3年度処遇改善等加算率適用申請書

②職員勤続年数調書（有給、無給、代替職員別）

③処遇改善等加算認定調書（別記様式による）

④雇用契約書、雇用通知書、採用辞令等の写しなど現施設における雇用証明書

⑤資格証明書の写し（幼稚園教諭免許・保育士資格、調理師、栄養士等）

⑥過去に1日6時間以上かつ月20日以上勤務実績の前歴がある場合は、在職（前歴）証明書(写)

※③～⑥については、令和2年度以前に提出済みのもので足りる場合は、改めて提出する必要はありませんが、法人内で施設異動があった場合は、異動先の施設で新たに提出が必要になります。

※③～⑥については、【郵送】にてご提出ください。①および②については【電子メール（エクセルファイル）】で提出してください。審査終了後、①②（添削後の状態のもの）をメールで送り返します。内容をご確認いただき、問題がなければ「処遇改善等加算率適用承諾書」をメールでご提出ください。詳しい流れについては、下記「審査フロー」をご参照ください。

※⑥については、メールに添付している最新の様式を用いて作成してください。非常勤職員の前歴を調べる場合、勤務時間が1日6時間以上かつ月20日以上かどうかを確認する必要があります。数年前の古い様式には、勤務時間を記入する欄がないので、もう使わないでください。

※②については、昨年メールにて精査結果のデータをお送りしておりますので、そちらの内容と齟齬が無いようお願いいたします。

①～③、⑥の様式は神戸市ホームページ上にもアップロードしておりますので、必要に応じてダウンロードしてください。<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/shinchaku.html>

(3) 提出先

Eメール [renraku\\_sidou@office.city.kobe.lg.jp](mailto:renraku_sidou@office.city.kobe.lg.jp)

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市こども家庭局幼保事業課（給付係）

（処遇改善等加算関係書類）

切り取って宛名ラベル  
としてお使いください。

(4) 提出期限

提出期限：令和3年6月18日（金） 必着

## 処遇改善等加算について

○処遇改善等加算の加算率は、職員1人当たりの平均勤続年数に基づき、次のとおり「加算率区分表」の年数の区分に応じ、基礎分及び賃金改善要件分の値を合計します。

### ○加算率区分表

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	7%	2%
10年以上 11年未満	12%	6%	
9年以上 10年未満	11%		
8年以上 9年未満	10%		
7年以上 8年未満	9%		
6年以上 7年未満	8%		
5年以上 6年未満	7%		
4年以上 5年未満	6%		
3年以上 4年未満	5%		
2年以上 3年未満	4%		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		

### ○算定対象職員

1人当たり平均勤続年数の算定の対象となる職員は、その職種にかかわらず、その施設・事業所に勤務する、当該年度4月1日現在における全ての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とします。

ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者については、これを常勤と同様に対象とします。

また、産休・育休中で無給職員の勤続年数も算定対象になります。ただし、その代替職員の勤続年数は算定対象になりません。

### ○勤続年数の算入対象範囲

個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設及び同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所における勤続年数のほか、当該職員の以下の施設・事業所における勤続年数を合算します。

- ①学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における勤続年数
- ②社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における勤続年数（※別紙参考参照）
- ③児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数
- ④認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の勤続年数
- ⑤医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における勤続年数（保健師又は看護師に限る。）

# 審査フロー

